附則第七条第一項中「同条第十一項（同条第十五項」を「同条第十三項（同条第十七項」に、「同条第十三項」を「同条第十七項」に、「同条第十九項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十九項」に、「同条第三十項」を「同条第三十二項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十六項」に、「同条第四十七項」を「同条第四十九項」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に、「同条第五十一項及び第五十二項」を「同条第五十三項及び第五十四項」に改め、同条第二項中「第十一項第一号ロ」を「第十三項第一号ロ」に、「第十七項第二号イ」を「第十九項第二号イ」に、「第二十二項第一号イ」を「第二十四項第一号イ」に、「第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ」を「第二十九項、第三十二項、第三十六項、第三十九項、第四十三項第一号イ」に、「第四十四項、第四十七項、第五十一項第一号ロ」を「第四十六項、第四十九項、第五十二項、第五十三項第一号ロ」に改め、同条第二十項の表政令附則第十二条第七項の項中「附則第十二条第七項」を「附則第十二条第九項」に改め、同条第十二項第二号ロ」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項中「附則第十二条第十五項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第一号イの項中「附則第十二条第十六項第一号イ」を「附則第十二条第十八項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号の項中「附則第十二条第十八項第二号」を「附則第十二条第十九項第二号」に、「第十八項第二号及び第三十九項第二号」を「第二十項第二号及び第四十一項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第一号イ及びロの項中「附則第十二条第十七項第一号イ」を「附則第十二条第十九項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号イの項中「附則第十二条第十九項第二号イ」を「附則第十二条第二十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号ロの項中「附則第十二条第十九項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第三号イの項中「附則第十二条第十九項第三号イ」を「附則第十二条第二十一項第三号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第三号ロの項中「附則第十二条第十九項第三号ロ」を「附則第十二条第二十一項第三号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十八項第一号ロの項中「附則第十二条第二十項第一号ロ」を「附則第十二条第二十二項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十八項第二号」を「附則第十二条第二十項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十項第二号イの項中「附則第十二条第二十二項第一号ロ」を「附則第十二条第二十四項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十項第二号ロの項中「附則第十二条第二十二項第二号」を「附則第十二条第二十四項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第三号の項中「附則第十二条第二十三項第三号」を「附則第十二条第二十五項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第三十項の項中「附則第十二条第三十二項」に改め、同表政令附則第十二条第三十一項第一号の項中「附則第十二条第三十三項第一号」を「附則第十二条第三十五項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十一項第二号の項中「附則第十二条第三十三項第二号」を「附則第十二条第三十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十二項第一号の項中「附則第十二条第三十四項第一号」を「附則第十二条第三十六項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十二項第二号の項中「附則第十二条第三十四項第二号」を「附則第十二条第三十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第一号の項中「附則第十二条第三十五項第一号」を「附則第十二条第三十七項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第二号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第三十七項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項第一号ロの項中「附則第十二条第三十六項第一号ロ」を「附則第十二条第三十八項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項第二号の項中「附則第十二条第三十六項第二号」を「附則第十二条第三十八項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第一号の項中「附則第十二条第三十七項第一号」を「附則第十二条第四十一項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第二号の項中「附則第十二条第三十七項第二号」を「附則第十二条第四十一項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項第一号の項中「附則第十二条第三十八項第一号」を「附則第十二条第四十二項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項第二号の項中「附則第十二条第三十八項第二号」を「附則第十二条第四十二項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項の項中「附則第十二条第四十一項第一号イ」を「附則第十二条第四十三項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項第一号ロの項中「附則第十二条第四十一項第一号ロ」を「附則第十二条第四十三項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項第二号の項中「附則第十二条第四十一項第二号」を「附則第十二条第四十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号の項中「附則第十二条第四十二項第一号」を「附則第十二条第四十四項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第二号の項中「附則第十二条第四十二項第二号」を「附則第十二条第四十四項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十九項第一号の項中「附則第十二条第四十三項第一号」を「附則第十二条第四十五項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十九項第二号の項中「附則第十二条第四十三項第二号」を「附則第十二条第四十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十一項第一号ロの項中「附則第十二条第四十三項第一号ロ」を「附則第十二条第四十五項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十一項第二号ロの項中「附則第十二条第四十三項第二号ロ」を「附則第十二条第四十五項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第一号の項中「附則第十二条第四十四項第一号」を「附則第十二条第四十六項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号の項中「附則第十二条第四十四項第二号」を「附則第十二条第四十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第一号ロの項中「附則第十二条第四十五項第一号ロ」を「附則第十二条第四十七項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ロの項中「附則第十二条第四十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十七項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十四項第一号の項中「附則第十二条第四十六項第一号」を「附則第十二条第四十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十四項第二号の項中「附則第十二条第四十六項第二号」を「附則第十二条第四十八項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第一号の項中「附則第十二条第四十七項第一号」を「附則第十二条第四十九項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号の項中「附則第十二条第四十七項第二号」を「附則第十二条第四十九項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第一号ロの項中「附則第十二条第四十八項第一号ロ」を「附則第十二条第五十項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第一号の項中「附則第十二条第五十項第一号」を「附則第十二条第五十二項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号の項中「附則第十二条第五十項第二号」を「附則第十二条第五十二項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ハの項中「附則第十二条第五十三項第一号ハ」を「附則第十二条第五十五項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第二号ハの項中「附則第十二条第五十三項第二号ハ」を「附則第十二条第五十五項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第一号ハの項中「附則第十二条第五十四項第一号ハ」を「附則第十二条第五十六項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第二号ハの項中「附則第十二条第五十四項第二号ハ」を「附則第十二条第五十六項第二号ハ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項第二号中「附則第十二条第四十九項第一号イ」を「附則第十二条第五十一項第一号イ」に改め、同項第三号中「附則第十二条第四十九項第一号ロ」を「附則第十二条第五十一項第一号ロ」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第四十九項第二号イ」を「附則第十二条第五十一項第二号イ」に改め、同号ロ中「附則第十二条第四十九項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項第四号中「附則第十二条第三十二項」を「附則第十二条第三十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項とし、同条第十四項とし、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十二項」を「附則第十二条第三十四項」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第二十四項第一号」を「附則第十二条第二十六項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第二十四項第三号」を「附則第十二条第二十六項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十六項第二号」を「附則第十二条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「附則第十二条第二十一項第三号」を「附則第十二条第二十三項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「附則第十二条第十二項第一号ロ」を「附則第十二条第十四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　法附則第十五条の六第一項第一号イに規定する災害危険区域で総務省令で定めるものは、市町村長が、その周辺の地域における土地利用の状況、建築物の建築に関する制限の状況その他当該災害危険区域内の状況を総合的に勘案し、同条の規定を適用することが適当と認める区域として指定して公示した区域以外の災害危険区域とする。

4　市町村長は、道府県が指定した災害危険区域について前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道府県に協議しなければならない。

5　法附則第十五条の六第一項第二号ロに規定する浸水想定区域で総務省令で定めるものは、水防法第十四条第三項、第十四条の二第三項又は第十四条の三第二項の規定により明らかにされた浸水した場合に想定される水深が三メートル以上の浸水想定区域とする。

附　則

この省令は、令和十一年四月一日から施行する。